令和７年度

丹波市活躍市民によるまちづくり事業応援補助金

募　集　要　項

補助金名	提出期日
丹波市活躍市民によるまちづくり事業応援補助金【提案補助金】	令和７年１月24日（金）
丹波市活躍市民によるまちづくり事業応援補助金【応援補助金】	令和８年２月20日（金）

丹波市　まちづくり部　市民活動課

目　次

１．補助金の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.1
２．補助対象団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.1
３．補助金の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.2
４．補助対象外事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.2
５．補助対象経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.3
６．補助金申請の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.4
７．補助金事前相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.5
８．交付申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.5
９．審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.6
１０．補助金交付決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.7
１１．事業の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.7
１２．概算払・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.7
１３．実績報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.8
１４．補助金額の確定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.8
１５．事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.8
１６．問合せ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.8

今後益々深刻化する少子高齢化や個人ニーズの多様化、地域コミュニティの希薄化など、本市を取り巻く情勢は大きく変化を続けています。このような、多様化するニーズ、複雑化する地域課題に対応するためには、行政だけでなく、地域社会を構成する市民の皆さん、一人ひとりが地域の担い手として力を発揮することが必要です。

市民の皆さんが主体となった市民提案による新たな活動や活動のさらなる拡大を支援します。

1．補助金の目的

市民の皆さんの提案による、補助金目的に沿った活動を継続的に実施される団体に対し、その事業費の一部を補助します。

補助金名	丹波市活躍市民によるまちづくり事業応援補助金
目　　的	市民の提案による公益的な活動に対し補助金を交付することで、市民が主体となった、まちづくりを支援する。

2．補助対象団体

次の項目すべてに当てはまる団体

① 市内に本拠地を置き、主として市内を対象に活動している団体

② 規約や会計を定めている団体

※通帳の口座名義は団体の名義としてください。個人名義の口座は不可です。

③ 非営利団体

（対象団体例）

- 自治協議会、自治振興会などの地縁団体（実行委員会やグループなど含む）
- 社会教育関係団体やその他青少年育成活動に取り組む団体
- まちづくりに関するテーマに沿った市民活動団体や NPO 法人
- 補助の対象となる団体がこの事業を実施するために組織した実行委員会　など

※いずれも、**小学校区（青垣、市島地域は旧小学校区）以上の地域を対象とした事業**に限ります。

3．補助金の種類

※応援補助金の募集は令和７年４月１日（火）から開始します。

<table>
<tr><td colspan="2">補助金名</td><td colspan="2">丹波市活躍市民によるまちづくり事業応援補助金</td></tr>
<tr><td colspan="2">区　　分</td><td>提案補助金</td><td>応援補助金</td></tr>
<tr><td colspan="2">補 助 率</td><td colspan="2">補助対象経費の３分の２以内（千円未満切捨）</td></tr>
<tr><td colspan="2">上 限 額</td><td>30 万円</td><td>５万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">審査方法</td><td>公開審査</td><td>書類審査</td></tr>
<tr><td rowspan="4">対象事業</td><td>共通項目</td><td colspan="2">・新規事業
・既存事業に新たな取り組みを加えた事業（新たな取り組み部分のみが補助対象）
・３年以上継続する見込みのある事業</td></tr>
<tr><td>事業範囲</td><td colspan="2">・小学校区以上の地域を対象とした事業
※青垣、市島地域は旧小学校区とします</td></tr>
<tr><td>事業内容</td><td colspan="2">・丹波市の社会的、地域的な課題解決のための事業や地域の活性化につながる事業</td></tr>
<tr><td>テーマ例</td><td colspan="2">・地域の魅力を再発見する事業
・空き家問題に関する事業
・高齢者や女性が地域で活躍することができる事業
・地域の防災について考える自然学習事業　など</td></tr>
<tr><td colspan="2">補助限度</td><td>初回から３年まで</td><td>１回のみ</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="2">・１団体１事業の申請となります。
・既存事業のみの申請はできません。
・単年度事業の申請はできません。</td></tr>
</table>

4．補助対象外事業

① 団体及び団体を構成する者の財産形成又は営利を主たる目的とする事業
② 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
③ 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とする事業
④ 市から他の補助制度による補助金、交付金などを受けている事業
（市以外の補助金との併用可。検討される場合は、事前にご相談ください。）
⑤ その他補助することが適当でないと認められる事業

5．補助対象経費

補助対象となる経費は、事業実施に必要な経費のうち、次の表に定める経費となります。

対象経費		補助対象経費（例）	補助対象外経費（例）	備　考
謝　　金		講師に対する謝金など。	役員に対する出役費、構成員への謝金など。	社会通念上認められる範囲の金額。
講師旅費		講師の交通費、宿泊費などに関する費用。	構成員、参加者の移動に関する費用。	参加者の市内バス移動は可。要協議。
消耗品費	消耗品費	事務用品、用紙代など。	参加するだけで無条件に提供される参加賞、記念品など。	
	燃料費	草刈り機や発電機に係る燃料代など。		
	食糧費	講師へのお弁当、お茶代のみ。	構成員、参加者に係る費用。	お弁当は１個当たり1,000円程度。要協議。
印刷費 広告費		資料、チラシ、ポスターなどの印刷費。新聞折り込み、広告掲載などの広告費。		
通　　信 運搬費		ハガキ、切手代など。	事業使用分が特定できない電話代など。	
保険料		参加者や構成員に関する保険料。		
委託料		ごみ処理、会場警備委託料など。		
使用料 賃借料		会場・備品の使用料、機材の借上げ料など。	構成員が所有する備品等(軽トラ、草刈り機など)の使用料。	
原材料費		事業目的達成のために必要なものに係る材料費。	構成員飲食（お米、野菜、調味料、ジュースなど）に係る費用。	要協議。
そ の 他		市長が特に必要と認めたもの。	振込手数料 代引手数料	要協議。

※ 既存事業に係る経費、通常の団体運営に係る経費、団体・個人の財産形成になる経費は補助対象経費となりません。

※ 申請する事業以外にも使いまわしのできる備品等は補助対象経費となりません。

※ １度に10万以上の支払いをされる際は銀行振込としてください。（ただし、振込手数料は補助対象経費となりません。）

※ クレジットカード払いの場合は、団体名義のカードのみ対象となります。

※ ポイントカードを利用して支払いをされた経費は補助対象経費となりません。

６．補助金申請の流れ

補助金事前相談　　（５ページ）

・事業内容や申請書の書き方などに関する相談を受付けます。**（要予約）**

交付申請書　　（５ページ）

・提出期日
【提案補助金】
令和７年１月 24 日（金）17 時 15 分まで

審査　　（６ページ）

・公開審査（プレゼンテーション）
【提案補助金】
令和７年２月 22 日（土）（予定）

補助金交付決定　　（７ページ）

・交付決定前の事業は補助の対象となりませんので、ご注意ください。
・交付決定通知　【提案補助金】３月下旬送付（予定）

事業の実施　　（７ページ）

・交付決定がされた申請内容に従い実施してください。
・交付決定がされた申請内容に変更が生じたときは、変更申請が必要です。
・概算払を請求することができます。（７ページ）

実績報告書　　（８ページ）

・**事業終了後 30 日以内**、又は**令和８年３月 20 日（金）**のいずれか早い日まで

補助金額の確定　　（８ページ）

・補助金確定後、指定の口座に振込みます。（振込みまで１ヶ月ほどかかります。）

事業報告　　（８ページ）

・各団体の活動を市民に幅広く周知するための事業報告をしていただく予定です。（活動報告動画や報告書の作成等、詳細は改めて通知します。）

7．補助金事前相談

氷上住民センターで申請事業の内容や申請書類の記入方法などに関する、事前相談を受付けます。

〇相談日　平日（月）～（金）　8時30分から17時15分まで
※ 来庁される場合は必ず事前予約をお願いします。
（市民活動課地域協働係　Tel ：0795-82-0409）

8．交付申請書

交付申請書を提出される際に、事業内容に関するヒアリングを行いますので、必ず事前にご連絡ください。（市民活動課地域協働係　Tel ：0795-82-0409）

〇提 出 物　・補助金交付申請書（様式第１号）
・事業実施計画書（別紙１）
※提案型（新規・２年目・３年目）、応援型それぞれ様式が異なりますのでご注意ください。
・事業収支予算書（別紙２）　・申請書チェックシート
・申込団体の規約等
※ 追加で資料の提出を求める場合があります。

〇提出期日

補助金名	・丹波市活躍市民によるまちづくり事業応援補助金 【提案補助金】（上限額　30万円）
提出期日	**令和７年１月24日（金）　17時15分まで**

９．審査

■公開審査（プレゼンテーション）

丹波市活躍市民によるまちづくり事業応援補助金【提案補助金】については、
プレゼンテーション形式の公開審査会を実施します。
審査会の詳細については、申請後、通知します。
※ 審査会に欠席されると失格となり、補助金は交付されませんので、必ず出席してください。

○日　　程　**令和７年２月 22 日（土）（予定）**
※ 審査会の時間は後日連絡いたします。

○場　　所　丹波市立氷上住民センター　研修室　（丹波市氷上町成松字甲賀１番地）

■審査項目

【丹波市活躍市民によるまちづくり事業応援補助金】

- 地域の課題や社会状況を認識し、課題、目的設定ができているか。
- 課題解決、目的達成に効果的な事業内容となっているか。
- 公益性の高い事業であるか。
- 事業の企画、内容に工夫は見られるか。
- 参画、協働について見込める事業か。
- 経費が有効に使われているか。
- 事業の内容が具体的か。
- 事業の実施が見込めるか。
- 事業の継続性や発展性を見込めるか。　など

１０．補助金交付決定

交付決定前の事業については補助の対象となりませんので、ご注意ください。

審査後に結果を通知いたします。採択された事業は「交付決定通知」を送付します。事業内容の変更や概算払の申請時に必要となりますので、大切に保管してください。

補助金名	丹波市活躍市民によるまちづくり事業応援補助金 【提案補助金】
送付時期	令和７年３月下旬頃に送付します

１１．事業の実施

交付決定がされた申請内容に従い、事業を実施してください。

事業内容を変更される場合は、補助金変更交付申請書の提出が必要となる場合があります。変更内容によっては、補助金が交付されない場合もあるため、事前に市民活動課までご相談ください。

（変更申請が必要な場合の例）

- 事業内容の変更
- 30 日以上の日程変更、事業の中止
- 当初申請時より３割以上の補助金額の減額が予想されるとき
  補助金額 ＝ 補助対象経費　×　2/3（千円未満切捨）
  ※ ただし、補助金交付決定額が上限です。また、補助金額の増額は行いません。
- 想定外の経費が発生した場合　など

１２．概算払

補助金交付決定額を上限に概算払の請求ができます。概算払を希望される場合は、お申し出ください。

〇提出物

- 概算払請求書（様式第７号）
- 交付決定通知書の写し

１３．実績報告書

事業終了後、30日以内、又は令和８年３月20日（金）のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

〇提出物

・補助金実績報告書（様式第８号）　・事業収支精算書（別紙３）
・領収書　・補助金請求書（様式第10号）
・事業関係写真２～３枚程度（別紙４）・事業関係印刷物（チラシ、配布資料など）
※ 追加で資料の提出を求める場合があります。

１４．補助金額の確定

補助金額は、事業の実績により確定します。補助対象経費や事業収益（参加費、物販売上など）の状況によって、当初に決定した補助金額より減額する場合があります。

補助金は、補助金額の確定後、指定の口座に振込みます。（振込みに１ヶ月程かかります）

※委任による個人名義の口座へ振込みは不可とし、団体名義の口座へ振込みます。

１５．事業報告

補助金の交付を受けた団体の活動を市民へ幅広く周知するため、報告資料（動画や報告書）を作成いただき、事業報告を行っていただく予定です。

詳細については、後日対象団体へお知らせします。

１６．問い合わせ先

丹波市役所まちづくり部市民活動課地域協働係　担当：前田、井上
〒669-3692
兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀１番地
Tel：0795-82-0409　Fax：0795-82-4370
Email：shiminkatsudou@city.tamba.lg.jp